

南部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱

令和5年5月31日要綱第2号

最終改正 令和7年5月30日要綱第1号 抄

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）規約第3条第6号の規定に基づき、共同処理する事務とされた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 この要綱による指導監査の対象は、次に定める事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の実施方針)

第3条 指導監査は、法令及び国の通知「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号）」等を基本として、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、2人以上の職員をもって編成し、うち1人は係長級以上の職員をもって充てるものとする。

- 2 指導職員の身分を証明する証票は、様式第1号のとおりとする。
- 3 実地指導に際しては、指導職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次に定める事項について実施するものとする。

- (1) 利用者の処遇の状況
- (2) 事業所の運営の状況
- (3) その他必要な事項

(指導監査の方式及び回数)

第6条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分け、次により実施する。

2 一般指導監査の実施方法等

- (1) 一般指導監査は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4

の規定により、年度ごとに一回以上、対象の事業所において実地により行う。

- (2) 一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料、事業所の規程及び関係書類を事前に提出させるものとする。
- (3) 一般指導監査は、事業所の代表者等の立会いを得て、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。
- (4) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。
- (5) 第1号の規定にかかわらず、必要と認められる場合は、随時に一般指導監査を実施することができる。
- (6) その他、緊急に指導を要する事項が発生した場合又は通報等でそのおそれがある場合等、特に必要と認められる場合は、随時に一般指導監査を実施することができる。

3 特別指導監査の実施方法等

- (1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の事業所にて実地により行う。
 - ① 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
 - ② 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
 - ③ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合
 - ④ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合
- (2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(実施通知)

第7条 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を当該事業者に対し、事前に文書により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合その他指導監督の実施上必要と認められる場合においては、この限りでない。

- (1) 根拠規定
- (2) 対象施設
- (3) 実施日時及び場所
- (4) 指導監査職員の氏名
- (5) 事前に提出する資料及び提出期日
- (6) 当日に準備すべき書類等
- (7) その他必要な事項

(講評及び指示等)

第8条 指導監査を実施した職員は、指導監査終了後、事業所の代表者等に対し

て講評及び必要な助言又は指示を行うものとする。

(監査結果の検討)

第9条 指導監査結果については、復命会を開催し、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった当該事業者が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとるものとする。

2 前項で掲げる復命会は、総務振興課長、教育・保育係で構成し、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(結果通知等)

第10条 指導監査を実施した結果は、文書により当該事業者及び関係市町長に通知するものとする。この場合において、改善報告を要する指摘事項があるときは、当該改善状況の報告期日を定めて通知するものとする。

2 前項の改善状況の提出があったときは、関係市町長に通知するものとする。

(行政上の措置)

第11条 理事会は、指導監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、当該家庭的保育事業所等が所在する関係市町の長に対し、法第34条の17第3項及び第4項の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うよう通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則 (令和5年5月31日要綱第2号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年5月30日要綱第1号抄)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
南部広域市町村圏事務組合			
理事長			
印			

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

南部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査の流れ

※児童福祉法第34条の17第1項に基づく、指導監査

